

(証券コード 4098)

2019年6月7日

株 主 各 位

山口県宇部市大字小串1978番地の25

チタン工業株式会社

代表取締役
社長執行役員 **渡 邊 一**

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後4時30分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 山口県宇部市大字小串1978番地の25 当社本店
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第121期（ 2018年4月1日から ） 事業報告及び計算書類報告の件
2019年3月31日まで

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.titankogyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開などを勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円
総額 90,232,620円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な意思決定を行うため1名を減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、各候補者に関して、適任であると判断しております。また、取締役の報酬等について、報酬等の内容は妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	いの うえ やす お 井上保雄 (1960年10月8日生)	1984年4月 当社入社 2014年10月 当社執行役員宇部開発センター長 2017年6月 当社取締役常務執行役員生産本部長 兼宇部開発センター長、宇部西工場 長 2018年3月 当社取締役専務執行役員(技術管掌) (現任)	940株
		(重要な兼職の状況) 山東三盛鈦工業有限公司 副董事長 (予定)	
【取締役候補者とした理由】 当社の生産部門で豊富な経験を有し、取締役専務執行役員(技術管掌)として当社の生産部門及び研究開発部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。			
2	なが おか よし たか 長岡佳孝 (1961年4月13日生)	1984年4月 当社入社 2014年10月 当社執行役員販売部長 2016年6月 当社取締役販売本部長兼販売部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員販売本部長 兼販売部長 2018年3月 当社取締役常務執行役員(販売管掌) (現任)	942株
		(重要な兼職の状況)	
【取締役候補者とした理由】 当社の販売部門で豊富な経験を有し、取締役常務執行役員(販売管掌)として当社の販売部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	なが おか しげる 長岡 茂 (1961年5月21日生)	1985年4月 当社入社 2015年10月 当社執行役員研究開発部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本 部長 2018年3月 当社取締役常務執行役員(研究開発・ 生産管掌)(現任)	769株
	【取締役候補者とした理由】 当社の研究開発部門で豊富な経験を有し、取締役常務執行役員(研究開発・生産管掌)として当社の研究開発部門及び生産部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。		
4	新任 ちぢまつよしと 千々松義人 (1965年9月22日生)	1988年4月 当社入社 2013年3月 当社総務部副部長 2016年6月 当社執行役員財務・経営企画部長 (現任)	429株
	【取締役候補者とした理由】 当社の管理部門で豊富な経験を有し、執行役員財務・経営企画部長として当社の財務・経営企画部門及び経理部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。		
5	新任 にしだ あつし 西田 敦 (1968年4月8日生)	1991年4月 当社入社 2015年3月 当社総務部副部長 2016年6月 当社内部監査室長兼総務部副部長 2017年6月 当社執行役員総務部長兼内部監査室長 (現任)	125株
	【取締役候補者とした理由】 当社の管理部門で豊富な経験を有し、執行役員総務部長兼内部監査室長として当社の総務部門及び内部監査部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 取締役候補者 井上保雄氏は山東三盛鋳工業有限公司の副董事長を兼務する予定であり、当社は同社に対し出資を行っております。また、当社は同社から原材料を仕入れております。
2. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> おおしま さとし 大島 覚 (1956年1月5日生)	1981年4月 当社入社 2014年3月 当社品質保証部副部長 2018年3月 当社品質保証部長（現任）	992株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 当社の研究開発部門、製造部門及び品質保証部門にわたる業務全般で豊富な経験を有し、今後も更なる貢献が期待できるため、監査等委員である取締役候補者としていたしました。</p>			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> おお た あき と 大田 明 登 (1957年7月15日生)	1988年4月 弁護士登録（山口県弁護士会所属） 大田明登法律事務所開設 同代表（現任） 2004年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 大田明登法律事務所 代表	5,133株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士としての専門知識と経験を有し、当社の監査等委員である社外取締役及び社外監査役としての経験も有することから、今後も更なる貢献が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> さとう ひさのり 佐藤久典 (1969年6月7日生)	2010年12月 弁護士登録（山口県弁護士会所属） 佐藤久典法律事務所（現 宇部・山陽小野田総合法律事務所）開設 同代表（現任） 2018年5月 当社一時監査等委員である取締役の職務を行うべき者 2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 宇部・山陽小野田総合法律事務所 代表	181株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士としての専門知識と経験を有し、当社の監査等委員である社外取締役としての経験も有することから、今後も更なる貢献が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大田明登氏及び佐藤久典氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。また、当社は、大田明登氏及び佐藤久典氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 大田明登氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、大田明登氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 佐藤久典氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

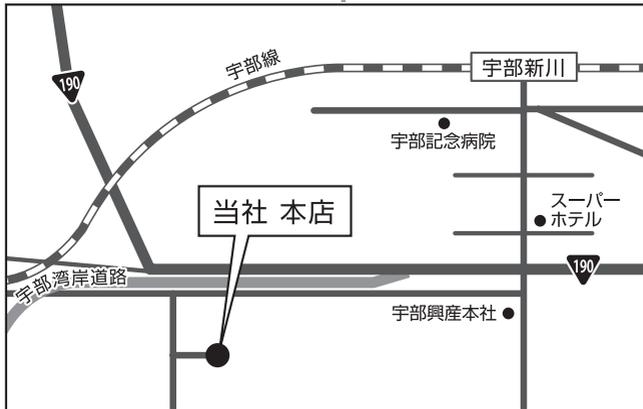
以上

株主総会会場ご案内図

場所 山口県宇部市大字小串1978番地の25 当社本店
電話 (0836) 31-4155



拡大図



● JR 宇部新川駅より徒歩 20 分

(第121回定時株主総会招集通知添付書類)

第 121 期 報 告 書

2018 年 4 月 1 日 から

2019 年 3 月 31 日まで

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 等 委 員 会 監 査 報 告 書 謄 本

チ タ ン 工 業 株 式 会 社

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、米中貿易摩擦の深刻化などの先行き不透明な状況はありましたものの、政府による経済政策や日本銀行の金融緩和策及び堅調な米国経済を背景に、緩やかな回復が続きました。

このような情勢のもとで、当社は、3カ年の第5次中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）に基づき、当社の強みが生かせ、かつ、成長が見込める事業については、設備投資や研究開発投資など経営資源の集中化を推し進め、一方、収益性が低い事業については、その将来性等に検討を加え、販売の大幅縮小やコスト構造の抜本的改革に取り組むなど、会社全体の収益力を強化するとともに新たな基盤作りを推進してまいりました。

その結果、酸化チタン機能製品及び酸化鉄の出荷数量が大幅に増加いたしましたので、当事業年度の売上高は、前事業年度を大幅に上回る82億1千3百万円（前事業年度比25.6%増）となりました。

一方、損益面につきましては、原燃料価格の高騰はありましたものの、売上高の大幅な増加及び設備稼働率の上昇などにより、営業利益は5億6千3百万円（前事業年度比651.8%増）、経常利益は5億4千1百万円（前事業年度比717.9%増）、当期純利益は5億6千万円（前事業年度比268.9%増）となりました。

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開などを勘案し、1株につき10円を増配し、30円を予定しております。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

なお、当事業年度より、報告セグメントの名称を、従来の「酸化チタン」及び「酸化鉄」から、それぞれ「酸化チタン関連事業」及び「酸化鉄関連事業」へ変更しております。当該変更は、名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(酸化チタン関連事業)

酸化チタンにつきましては、輸出の増加などにより、出荷数量が増加いたしました。酸化チタン機能製品につきましては、UVカット化粧品向け及びトナー向け新製品の採用並びに自動車搭載用等電池向け製品が好調に推移したことなどにより、出荷数量が大幅に増加いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は58億9千3百万円（前事業年度比32.4%増）となり、原燃料価格の高騰はありましたものの、売上高の大幅な増加及び設備稼働率の上昇などにより、営業利益は4億7千9百万円（前事業年度比911.5%増）となりました。

（酸化鉄関連事業）

酸化鉄につきましては、汎用品向け既存製品の需要の減少はありましたものの、化粧品向け新製品が好調に推移いたしましたので、出荷数量が増加いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は22億7千3百万円（前事業年度比11.6%増）となり、原燃料価格の高騰はありましたものの、売上高の増加及び設備稼働率の上昇などにより、営業利益は7千2百万円（前事業年度比685.4%増）となりました。

セグメント別売上高一覧表

区 分	売 上 高(前事業年度比増減率)	構 成 比
酸化チタン関連事業	5,893百万円（32.4%増）	71.7%
酸化鉄関連事業	2,273百万円（11.6%増）	27.7%
そ の 他	47百万円（8.9%減）	0.6%
合 計	8,213百万円（25.6%増）	100.0%

（注）上記のうち、輸出の金額は1,776百万円（前事業年度比40.2%増）で、売上高に占める比率は21.6%となっております。

（2）設備投資等の状況

当事業年度は、超微粒子酸化チタン製造設備を増設いたしました。

（3）資金調達の状況

当事業年度は、超微粒子酸化チタン製造設備増設の投資資金として金融機関より、1,100百万円の長期借入を実施いたしました。

（4）対処すべき課題

翌事業年度につきましては、依然として米中貿易摩擦の深刻化などの先行き不透明な状況はありますものの、政府による経済政策や日本銀行の金融緩和策及び堅調な米国経済を背景に、景気の緩やかな回復が続くものと思われます。

このような状況下で、当社といたしましては、第5次中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）に基づき、当社の強みが生かせ、かつ、成長が見込める事業につきましては、設備投資や研究開発投資など経営資源の集中化を推し進め、一方、収益性が低い事業につきましては、その将来性等に検討を加え、販売の大幅縮小やコスト構造の抜本的改革に取り組むなど、会社全体の収益力を強化するとともに新たな基盤作りを引き続き推進してまいり所存であります。

なお、第5次中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）の初年度である当事業年度につきましては、事業構造の改革、超微粒子酸化チタン製造設備の増設、組織人事の改善及びコーポレートガバナンスの充実を実施いたしました結果、売上高が82億1千3百万円、営業利益が5億6千3百万円となり、2021年3月期の経営目標である営業利益6億円に迫る実績を達成いたしました。また、当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開などを勘案し、株主の皆様への利益還元といたしまして、1株につき10円の増配を予定しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

当事業年度及び過去3年間の財産及び損益の状況は、次のとおりであります。

区 分	第118期 (2016年 3月期)	第119期 (2017年 3月期)	第120期 (2018年 3月期)	第121期 (2019年 3月期)
売 上 高	6,305 百万円	6,320 百万円	6,540 百万円	8,213 百万円
経 常 利 益	141 百万円	24 百万円	66 百万円	541 百万円
当 期 純 利 益	124 百万円	145 百万円	151 百万円	560 百万円
1株当たり当期純利益	4.12 円	48.44 円	50.51 円	186.37 円
総 資 産	11,371 百万円	11,138 百万円	10,753 百万円	13,378 百万円
純 資 産	5,466 百万円	5,669 百万円	5,431 百万円	5,886 百万円

- (注) 1 第119期は、売上高は増加いたしましたものの、設備稼働率の低下及び諸経費の増加などにより、経常利益は減少いたしました。
- 2 第120期は、原燃料価格の高騰及び諸経費の増加などはありましたものの、売上高の増加などにより、増収増益となりました。
- 3 第121期（当事業年度）の状況につきましては、前記（1）「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
- 4 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
- 5 2017年6月29日開催の第119回定時株主総会の決議に基づき、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行っておりますが、第119期（2017年3月期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、酸化チタン及び酸化鉄並びにこれに付随する化学工業品の製造販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

- ① 本 社（山口県）
- ② 営業所 東京事務所（東京都）
- ③ 工 場 宇部工場（山口県） 宇部西工場（山口県） 宇部開発センター（山口県）

(9) 使用人の状況

(2019年3月31日現在)

使用人数（前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
284名（20名増）	42.6歳	16.6年

(注)使用人数は就業人員であり、嘱託(39名)を含んでおります。

(10) 主要な借入先

(2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社山口銀行	3,737百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,027,626株（自己株式 19,872株を含む）
- (3) 株主数 4,654名
- (4) 大株主

上位10名の株主名及び当該株主の持株数は、次のとおりであります。

株主名	持株数(持株比率)
稲畑産業株式会社	210千株 (7.01%)
株式会社東芝	200千株 (6.65%)
株式会社山口銀行	128千株 (4.26%)
株式会社山田事務所	96千株 (3.20%)
小西安株式会社	93千株 (3.11%)
平井健治	70千株 (2.33%)
平井聖子	53千株 (1.78%)
藤木洋明	50千株 (1.66%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	47千株 (1.57%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	43千株 (1.45%)

(注)持株比率は、自己株式(19,872株)を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2019年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
渡邊 一	代表取締役 社長執行役員	山東三盛鋁工業有限公司 副董事長 TKサービス株式会社 代表取締役社長 山東三盛鋁工業有限公司 董事
中村 茂	取締役 専務執行役員 (管理・購買・販売管掌)	
井上 保雄	取締役 専務執行役員 (技術管掌)	
長岡 佳孝	取締役 常務執行役員 (販売管掌)	
長岡 茂	取締役 常務執行役員 (研究開発・生産管掌)	
松崎 正人	取締役 常務執行役員 (購買・品質管掌)	
中田 耕司	取締役 (常勤監査等委員)	
大田 明登	取締役 (監査等委員)	大田明登法律事務所 代表
佐藤 久典	取締役 (監査等委員)	宇部・山陽小野田総合法律事務所 代表

- (注) 1 取締役 (監査等委員) 大田明登氏及び佐藤久典氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 2 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、中田耕司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 3 取締役 (監査等委員) 大崎 真氏が2018年5月13日に逝去したことに伴い、監査等委員の法定員数を欠くこととなったため、山口地方裁判所に一時監査等委員である取締役の職務を行うべき者の選任の申立てを行ったところ、同裁判所の決定により2018年5月23日付で佐藤久典氏が選任され、就任いたしました。なお、佐藤久典氏は2018年6月28日開催の第120回定時株主総会の決議に基づき、取締役 (監査等委員) に就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	6 名 (一)	90 百万円 (一)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 名 (3 名)	17 百万円 (7 百万円)
合 計 (うち社外取締役)	10 名 (3 名)	107 百万円 (7 百万円)

- (注) 1 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第119回定時株主総会において、年額156百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)と決議いただいております。

- 2 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第119回定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただいております。
- 3 上記の取締役（監査等委員）の人数及び支給額には、2018年5月13日に逝去により退任した取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 大田明登氏は、大田明登法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 佐藤久典氏は、宇部・山陽小野田総合法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況は、次のとおりであります。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	大田明登	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	佐藤久典	取締役（監査等委員）大崎真氏が逝去したことに伴い、監査等委員の法定員数を欠くこととなったため、山口地方裁判所に一時監査等委員である取締役の職務を行うべき者の選任の申立てを行ったところ、同裁判所の決定により2018年5月23日付で選任され、就任しております。就任後開催の取締役会12回のうち10回、監査等委員会12回のうち10回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	大崎真	当事業年度において、2018年5月13日に逝去により退任するまでに開催された取締役会1回のうち1回、監査等委員会2回のうち2回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

- #### ③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額
- 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

17百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びにその運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人のコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス規則及びコンプライアンス行動指針を制定し、全社を統括するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの遵守状況を管理する。また、内部監査室が定期的にコンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会へ適宜報告する。さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置する。

(運用状況)

コンプライアンス規則及びコンプライアンス行動指針を制定し、全社を統括するコンプライアンス委員会を毎年4月に開催し、コンプライアンスの遵守状況を管理しております。また、内部監査室が年1回、コンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会へ適宜報告しております。さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に従い適切に文書で保存及び管理を行う。

(運用状況)

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に従い適切に文書で保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理規則を制定し、全社を統括するリスク管理委員会において、リスク管理に関する施策を立案、推進する。また、不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する。

(運用状況)

リスク管理規則を制定し、全社を統括するリスク管理委員会を毎年4月に開催し、リスク管理に関する施策を立案、推進しております。また、不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。また、取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、各取締役の担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図る。

(運用状況)

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、各取締役の担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規則を制定し、子会社の独立性・自主性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行う。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人を子会社の役員として派遣し、子会社の運営を監視・監督及び監査して業務の適正を確保するとともに、当社の監査等委員会及び内部監査室が連携して、子会社の業務執行状況を監査する。

(運用状況)

関係会社管理規則を制定し、子会社の独立性・自主性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行っております。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人を子会社の役員として派遣し、子会社の運営を監視・監督及び監査して業務の適正を確保するとともに、当社の監査等委員会及び内部監査室が連携して、子会社の業務執行状況を監査しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人1名以上を配置する。

(運用状況)

監査等委員会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人4名を配置しております。

(7) (6) の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局の使用人は監査等委員会から直接指示命令を受け、監査等委員会に直接報告できる。また、監査等委員会事務局の使用人に関する人事異動については、監査等委員会の事前の同意を得る。

(運用状況)

監査等委員会事務局の使用人は監査等委員会から直接指示命令を受け、監査等委員会に直接報告しております。また、監査等委員会事務局の使用人に関する人事異動については、監査等委員会の事前の同意を得ております。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会に対して、以下の報告を行う。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
- ② 取締役及び使用人が法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
- ③ 監査等委員会が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

(運用状況)

当事業年度は、(8) ①から③に該当する事項はありませんでした。

(9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、情報提供者の職場環境が悪化することがないように適切な措置を講じる。

(運用状況)

社内規則で、監査等委員会へ情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する旨の規定を定めております。なお、当事業年度は、監査等委員会への情報提供はありませんでした。

(10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

(運用状況)

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役からの請求に基づいて、所定の手続きに従い、これに応じております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員会と会計監査人及び内部監査室との間で連絡会を開催する。

(運用状況)

監査等委員会と代表取締役との間で毎年5月及び11月に意見交換会を開催しております。また、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員会と会計監査人及び内部監査室との間で連絡会を開催しております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用体制を構築するとともに、当該体制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

(運用状況)

金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用体制を構築するとともに、内部監査室が、当該体制が適正に機能していることを年1回評価し、必要な是正措置を行っております。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力及び団体排除に向けて組織的に取り組む。

(運用状況)

反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力及び団体排除に向けて組織的に取り組んでおります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、1株当たり当期純利益を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	7,031,566	流動負債	4,682,325
現金及び預金	942,364	支払手形	134,247
受取手形	548,668	買掛金	1,052,463
売掛金	2,036,174	短期借入金	1,100,000
商品及び製品	1,737,782	1年内返済予定の長期借入金	629,356
仕掛品	970,649	リース債務	6,921
原材料及び貯蔵品	969,795	未払金	364,042
前払費用	17,391	未払費用	102,608
その他	8,740	未払法人税等	41,444
		預り金	22,430
固定資産	6,346,752	前受収益	84
有形固定資産	5,468,076	賞与引当金	131,336
建物	1,910,461	設備関係支払手形	11,041
構築物	263,951	設備関係未払金	1,086,348
機械及び装置	2,872,820		
車両運搬具	38,384	固定負債	2,809,854
工具、器具及び備品	135,629	長期借入金	2,183,204
土地	231,957	リース債務	1,990
リース資産	8,252	退職給付引当金	620,927
建設仮勘定	6,620	資産除去債務	3,732
無形固定資産	2,529	負債の部合計	7,492,180
ソフトウェア	102		
電話加入権	2,426	(純 資 産 の 部)	
		株主資本	5,676,108
投資その他の資産	876,146	資本	3,443,346
投資有価証券	395,044	資本剰余金	292,712
関係会社株	9,000	資本準備金	292,712
関係会社出資	281,741	利益剰余金	1,979,876
従業員に対する長期貸付金	29,590	利益準備金	57,195
長期前払費用	88,074	その他利益剰余金	1,922,680
繰延税金資産	46,491	繰越利益剰余金	1,922,680
その他	37,748	自己株式	△ 39,825
貸倒引当金	△ 11,545		
		評価・換算差額等	210,029
		その他有価証券評価差額金	210,029
合 計	13,378,318	純資産の部合計	5,886,138
		合 計	13,378,318

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,213,988
売 上 原 価		6,545,732
売 上 総 利 益		1,668,256
販売費及び一般管理費		1,105,058
営 業 利 益		563,198
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	10,913	
雑 収 入	18,601	29,514
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39,063	
雑 損 失	11,840	50,904
経 常 利 益		541,808
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9,100	9,100
税 引 前 当 期 純 利 益		532,707
法人税、住民税及び事業税	55,274	
法 人 税 等 調 整 額	△ 83,154	△ 27,879
当 期 純 利 益		560,587

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株 主 本 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,443,346	292,712	51,179	1,428,271	△ 38,940	5,176,568	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△ 60,162	-	△ 60,162	
利益準備金の積立	-	-	6,016	△ 6,016	-	-	
当期純利益	-	-	-	560,587	-	560,587	
自己株式の取得	-	-	-	-	△ 885	△ 885	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	6,016	494,409	△ 885	499,540	
当期末残高	3,443,346	292,712	57,195	1,922,680	△ 39,825	5,676,108	

(単位：千円)

	評価・換算 差額等	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当期首残高	254,875	5,431,443
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	△ 60,162
利益準備金の積立	-	-
当期純利益	-	560,587
自己株式の取得	-	△ 885
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 44,845	△ 44,845
事業年度中の変動額合計	△ 44,845	454,694
当期末残高	210,029	5,886,138

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産
移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年
機械及び装置 4～12年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の臨時給与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税については、当期の費用として処理しております。

【表示方法の変更に関する注記】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産及び担保付債務

担保資産		
	建 物	1,842,146 千円
	構 築 物	136,037 千円
	機械及び装置	2,353,726 千円
	工具、器具及び備品	8,002 千円
	土 地	149,090 千円
	計	4,489,004 千円

担保付債務		
	短期借入金	1,100,000 千円
	1年内返済予定の長期借入金	629,356 千円
	長期借入金	2,183,204 千円
	計	3,912,560 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 29,071,298 千円

3. 受取手形割引高 941,326 千円

4. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	114 千円
短期金銭債務	12,152 千円

5. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。
 なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	47,070 千円
支払手形	9,724 千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社に係る取引		
営業取引高	仕 入 高	371,406 千円
営業外取引高	営業外収益	755 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当期末における発行済株式数（自己株式を含む） 3,027,626 株

2. 当期末における自己株式数 19,872 株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	60,162	20	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 2019年6月27日開催予定の第121回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

・ 配当金の総額	90,232 千円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たりの配当額	30 円
・ 基準日	2019年3月31日
・ 効力発生日	2019年6月28日

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金超過額	40,005 千円
退職給付引当金超過額	189,134 千円
減価償却及び減損損失超過額	82,854 千円
繰越欠損金	92,618 千円
その他	91,857 千円
繰延税金資産小計	496,470 千円
評価性引当額	△ 357,981 千円
繰延税金資産合計	138,489 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	91,997 千円
繰延税金負債合計	91,997 千円
繰延税金資産の純額	46,491 千円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

一時的な余資は預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理を推進することで低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の手途は運転資金（主として短期）及び設備資金（長期）であります。

なお、デリバティブは実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	942,364	942,364	-
(2) 受取手形	548,668	548,668	-
(3) 売掛金	2,036,174	2,036,174	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	374,587	374,587	-
(5) 従業員に対する長期貸付金	29,590	31,890	2,300
負債			
(1) 支払手形	134,247	134,247	-
(2) 買掛金	1,052,463	1,052,463	-
(3) 短期借入金	1,100,000	1,100,000	-
(4) 1年内返済予定の長期借入金	629,356	630,021	665
(5) 未払金	364,042	364,042	-
(6) 設備関係支払手形	11,041	11,041	-
(7) 設備関係未払金	1,086,348	1,086,348	-
(8) 長期借入金	2,183,204	2,194,466	11,262
(9) リース債務(*)	8,912	8,927	15

(*) (9) リース債務は流動負債と固定負債を合算しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法等

資 産

- (1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4)投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (5)従業員に対する長期貸付金
貸付金の時価については、信用リスクを考慮し、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1)支払手形、(2)買掛金、(3)短期借入金、(5)未払金、(6)設備関係支払手形、(7)設備関係未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4)1年内返済予定の長期借入金、(8)長期借入金、(9)リース債務
これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	20,457
関係会社株式(*1)	9,000
関係会社出資金(*1)	281,741

(*1)これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(*2)非上場株式については、「(4)投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

[持分法損益等に関する注記]

関連会社に対する投資の金額	281,741千円
持分法を適用した場合の投資の金額	358,876千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,808千円

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産	1,956円99銭
1株当たり当期純利益	186円37銭

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

チタン工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 坂 本 潤 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、チタン工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

チタン工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 中 田 耕 司 ㊟

監 査 等 委 員 大 田 明 登 ㊟

監 査 等 委 員 佐 藤 久 典 ㊟

(注) 監査等委員 大田明登及び佐藤久典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上